

第4回北本市住民自治条例制定研究懇話会グループワーク

平成19年8月4日(土)
午後2時から午後3時30分
北本市役所第2委員会室

1 条例に位置づけすべき項目

・今回の討議の方法

- (1) 懇話会資料に示されている市民に関する条文の項目ごとに、条文の項目として必要かどうかを判断した。
- (2) 資料に示されている項目以外に必要なものがあるか討議した。
- (3) 条文の文言等の内容については、今回行わない。項目出しをした後に行く。

項目1 市民の権利及び責務 必要

・市民の権利・責務について何を指すか

自治会活動の参加を勧めるもの。これを基本的考え方として「コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるもの」と位置づけして、自治会活動への参加を含む表現として条文に入れ込む。

・納税

憲法に納税の義務が位置づけられているためあえて条文化しない。

項目2 事業者の権利・責務 必要

・事業者とは何を指すか

今後圏央道の整備等により市外から事業者が進出して来た時、北本の住環境を守るために事業者に責務を課すことも考えられるため必要とした。

また、大型店の開店により、営業時間が住環境に及ぼす影響や、青少年の健全な育成への影響を含め、必要とした。

項目3 情報共有の原則と施策 必要

- ・「情報公開」については、既に市条例で定めており、制度として確立している。
- ・「情報公開」と「情報共有」に違いはあるか。「情報公開」は、市民などの請求により情報を公開することで、請求に基づかないと公開されない。しかし、「情報共有」となると、情報の公開にとどまらず、常に市民が情報を共有できるような情報を公表する必要がある。
- ・まちづくりに関する情報を共有することにより、市民の市政への参加ができると考え、「情報共有」を項目として位置づける必要がある。そして、「情報公開」と二本立てにより、市民の知る権利を保証するものとする。

項目4 行政情報を知る権利 必要

- ・前項の検討において、「情報公開」と「情報共有」との2本立てで項目が必要とした。

項目5 個人情報の保護 必要

- ・「個人情報保護」については、既に市条例があり、制度として確立している。

項目6 会議公開の原則 必要

- ・既に情報公開条例にて定めている。

項目7 総合計画等の策定における参加・協働 必要

- ・既に取り組みとして行っており、条例に位置づけることで策定における参加・協働を規定した。

項目8 意見の提出及び募集 必要

- ・パブリックコメント等制度として実施している内容だが、市政への意見提出権を確立することと、行政が市民に意見を募集することを義務付けるため条文の項目として必要とした。

項目9 住民投票 必要

- ・実際に実施することが想定できるのが合併に関することではなかろうか。条文上には、できる規定で盛り込むことにした。自治の仕組みのなかで議会の役割との関わりを整理すべき。

項目10 附属機関等への参加 必要

- ・既の実施している内容だが、参加を保證する趣旨により条例に位置づける項目とする。

項目11 市民委員会の設置 必要

- ・自治条例を作って終わりではなく、運用して初めて意味のあるものであり、住民による自治が守られているか、新たに保證すべき権利や責務が生じ条例に反映させる必要があるか審議、検証する機関が必要。そのため、条文の項目として位置づける。
- ・市民の権利の枠内で討議をしたが、市民と行政が自治を確保するための組織として、行政によって設定された機関だという考えから、行政の項目でも討議すべき内容と考える。

項目12 コミュニティの意義と支援 必要

- ・自治会の加入率の減少などの問題もあるが、地域の課題解決等市民生活を営む上で意義があり欠かせないものである。条例の項目に位置づけを行い、コミュニティの意義を示し、市民の地域への参加を促進する裏づけとする。

2 その他位置づけすべき事項

(1) 子育て

- ・子育て支援といった施策を表すことになるため、「子供」の持つ意味をどのように条文上に位置づけるかが課題となった。
- ・あえて項目として位置づけずに、市民の権利の一部として、こどもの権利として位置づけ、例えば、こどもは教育や養育を受ける権利を保證する内容で条文に盛り込む必要がある。

(2) 安心・安全

- ・市民生活を送る上で必要不可欠な条件だと考え、安心安全なまちを保つための市民の権利を持っていると規定する。また、行政は、安心安全なまちにするため努力すべきという条文も位置づけるべきとした。